

議案第 40 号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治
法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を
求める。

平成 26 年 6 月 6 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年多可町条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表学校嘱託医の項、同表学校嘱託歯科医の項、同表学校嘱託耳鼻咽喉科医の項及び同表学校嘱託眼科医の項中「454円」を「474円」に改め、同表幼稚園嘱託医の項を次のように改める。

幼稚園嘱託医	1 園につき	217,000円
	併設園の場合	108,500円
	人員給	474円
	管理手当	30,000円

別表幼稚園嘱託歯科医の項、同表幼稚園嘱託耳鼻咽喉科医の項、同表幼稚園嘱託眼科医の項、同表保育所嘱託医の項、同表保育所嘱託歯科医の項、同表保育所嘱託耳鼻咽喉科医の項及び同表保育所嘱託眼科医の項中「454円」を「474円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
(略)			(略)		
学校嘱託医	1校につき	217,000円	学校嘱託医	1校につき	217,000円
	人員給	454円		人員給	474円
	管理手当	30,000円		管理手当	30,000円
学校嘱託歯科医	1校につき	172,000円	学校嘱託歯科医	1校につき	172,000円
	人員給	454円		人員給	474円
学校嘱託耳鼻咽喉科医	1校につき	172,000円	学校嘱託耳鼻咽喉科医	1校につき	172,000円
	人員給	454円		人員給	474円
学校嘱託眼科医	1校につき	172,000円	学校嘱託眼科医	1校につき	172,000円
	人員給	454円		人員給	474円
学校嘱託薬剤師	1校につき	60,000円	学校嘱託薬剤師	1校につき	60,000円
幼稚園嘱託医	1園につき	217,000円	幼稚園嘱託医	1園につき	217,000円
	併設園の場合	108,500円		併設園の場合	108,500円
	人員給	454円		人員給	474円
幼稚園嘱託歯科医	1園につき	172,000円	幼稚園嘱託歯科医	1園につき	172,000円
	併設園の場合	86,000円		併設園の場合	86,000円
	人員給	454円		人員給	474円
幼稚園嘱託耳鼻咽喉科医	1園につき	172,000円	幼稚園嘱託耳鼻咽喉科医	1園につき	172,000円
	併設園の場合	86,000円		併設園の場合	86,000円
	人員給	454円		人員給	474円
幼稚園嘱託眼科医	1園につき	172,000円	幼稚園嘱託眼科医	1園につき	172,000円
				人員給	474円

現 行			改 正		
	併設園の場 合	86,000円	幼稚園嘱託眼科医	1園につき	172,000円
	人員給	<u>454円</u>		併設園の場 合	86,000円
(略)				人員給	<u>474円</u>
保育所嘱託医	1所につき	108,500円	(略)		
	人員給	<u>454円</u>	保育所嘱託医	1所につき	108,500円
保育所嘱託歯科医	1所につき	86,000円		人員給	<u>474円</u>
	人員給	<u>454円</u>	保育所嘱託歯科医	1所につき	86,000円
(略)				人員給	<u>474円</u>
保育所嘱託耳鼻咽喉科医	1所につき	86,000円	(略)		
	人員給	<u>454円</u>	保育所嘱託耳鼻咽喉科医	1所につき	86,000円
保育所嘱託眼科医	1所につき	86,000円		人員給	<u>474円</u>
	人員給	<u>454円</u>	保育所嘱託眼科医	1所につき	86,000円
(略)				人員給	<u>474円</u>
			(略)		